

愛知県豊橋市（国内 31 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 4 年 12 月 8 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は郊外の緩やかな丘陵地に位置し、周辺 1 km 付近には複数の池があり、野鳥の飛来が確認された。調査時、周辺の池には、カモ類（コガモ、カルガモ、ヒドリガモ、オナガガモ等）を中心に、オオバン、カワウなどの野鳥が確認された。
- ② 当該農場は、肉用あひるを飼養している。農場は、以前養豚場であった場所を改築した開放あひる舎 2 棟からなる。発生あひる舎は 2 つの部屋に分けられており、手前（東側）から幼雛舎、中・大雛舎として管理されていた。
- ③ 農場敷地内には水を貯めてあるコンクリート容器が 2 つ（0.8 m³と 2 m³）確認されたが、当該容器及び周辺に野鳥の糞等は確認されなかった。

2 疑似患畜判定までの経緯

- ① 飼養管理者によると、当該農場では通常 1 日当たり 1～5 羽程度の死亡が見られるとのこと。
- ② 当該農場は、国内 25 例目の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い、移動制限区域内で実施する発生状況確認検査の対象となり、5 日に衰弱等の症状がない生鳥 10 羽の抗体検査を実施したところ 9 羽が陽性となった。
- ③ この結果を踏まえ、家畜保健衛生所が再度 7 日に立入りしたところ、複数の死亡又は衰弱したあひるを確認するとともに、簡易検査で死亡あひる 1 羽が陽性となった。この 1 羽の遺伝子検査を実施したところ、H5 亜型鳥インフルエンザウイルス遺伝子が検出され、疑似患畜と判定された。
- ④ また、飼養管理者が同一のため疫学関連家きん飼養農場となった 1 農場においても、発生状況確認検査で衰弱等の症状がない生鳥 10 羽中 6 羽が抗体陽性、再度の立入り時に死亡又は衰弱した個体と症状のない個体合わせて 10 羽の簡易検査で 1 羽が陽性となった。

3 管理人及び従業員

- ① 飼養管理者によると、あひるの飼養管理は 6 名の従業員が行っており、担当作業は完全には区分されていなかったとのこと。
- ② 従業員は、毎日餌やりや、あひる舎のカーテンの開け閉め、清掃などを行っていたとのこと。
- ③ 従業員のうち 4 名は関連農場でも同様の飼養管理を行っていたとのこと。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 飼養管理者によると、従業員は、農場立入り時に、自宅で専用衣服と靴に履き替え、又は洗浄した専用衣服と靴を持参して車内で着替えと履替えをしてから、入場していたとのこと。
- ② 発生あひる舎では、前室の前で踏込み消毒を実施し、前室であひる舎専用の長靴に交換後、あひる舎に入っていたとのこと。前室にすのこ等による区分けはなく、交差汚染の可能性が考えられた。長靴の交換は従業員によっては徹底されておらず、

また手指消毒は行われていなかったとのこと。非発生あひる舎には前室はなく、入口付近で踏込み消毒とあひる舎専用長靴への履き替えが行われていたとのこと。

- ③ 当該農場における車両消毒は、じょうろを用いて、逆性石けん系消毒薬で実施されていたとのこと。
- ④ 作業者が関連農場と行き来する際は、作業者は両農場から離れた事務所に戻り、着替え及び靴の履き替えをした後、別の農場に向かっていたとのこと。農場に入る際は車両消毒がされていたが、出る際は実施されていなかったとのこと。
- ⑤ 飼料は前室に置かれ、あひる舎前室に保管された一輪車で各部屋に運ばれ、給与されていたとのこと。
- ⑥ 給与水は農業用水を次亜塩素酸で消毒した上で使用しており、舎内の水路を通り、舎外に排出されていたとのこと。水路へは農場外からの水の流入はなかった。
- ⑦ 導入時、初生ひなは、県外の孵化場から一般輸送業者により近隣の集荷場まで送付され、飼養管理者が集荷場で受け取り、農場へ搬入していたとのこと。なお、同一日に導入した初生ひなは当該農場又は関連農場のいずれか片方へ搬入していたとのこと。ひなの入った容器の消毒は実施していなかったとのこと。直近では11月24日に幼雛舎に導入したとのこと。
- ⑧ 出荷時は、農場で作業する際と同様に、更衣、履替え及び車両消毒が実施されていたとのこと。両農場からの出荷作業に同じ容器が使用されていたが、同日に2農場から出荷されることはなかったとのこと。あひるの入った容器は、出荷先で洗浄されていたが、消毒はされていなかったとのこと。直近では12月2日に出荷していたとのこと。生体のお荷は、食鳥処理のためだけに行われており、他の農場や施設にお荷されることはなかったとのこと。
- ⑨ 糞は年に数回程度、空舎時に搬出されており、搬出した糞は生糞のままトラックに積み込み、場外の堆肥化施設に搬入されていたとのこと。
- ⑩ 死亡あひるは毎朝の観察時に回収し、場内にそのまま保管後、飼養管理者により関連の食鳥処理施設に搬入され、食鳥処理過程で発生した不要物とともに産廃処理されていたとのこと。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 調査時、あひる舎の屋根に多数の穴が見られたが、舎内の天井に金網が設置され、舎内への鳥類の侵入は確認されなかった。あひる舎側面の開放部にも金網が設置されていたが、一部に破損が見られた。
- ② 飼養管理者によると、ネズミ対策として殺鼠剤や粘着マットを設置しており、昨年は舎内でネズミをよく見かけたが、今年は少なかったとのこと。調査時には舎内に古いネズミの死体や糞が確認された。
- ③ 飼養管理者によると、以前はネコやタヌキが舎内に侵入したことがあったため、侵入の可能性がある穴を塞いだとのこと。また、これらの動物を捕獲するため、あひる舎外の周囲には、複数の罠が仕掛けられていた。
- ④ 調査時に、農場周囲にハシボソガラスやスズメが確認された。あひる舎周辺にはオナモミを中心とした植物が生えており、敷地内の隣接する畑には野生動物と思われる足跡が確認された。

(以上)